

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（5）

2. 日時：令和5年5月30日（火）17時00分～17時25分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他6名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 技術主席

大洗研究所 環境技術開発センター 環境保全部

減容処理施設準備室 室長

廃棄物管理課 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	これはこれから、通常の施行にその9に関するラップアップを開始いたします。ではまず今日の進め方ですけれども、機構側から、本日の審査会合における指摘事項のリスト提案、
0:00:18	見せていただきまして、一つずつ、その内容と、対応の見通しについて、
0:00:26	は、
0:00:28	説明をお願いいたします。もし、規制庁との認識にそこがあると感じた場合には、その場でコメントをさせていただきます。では節ご説明よろしくをお願いいたします。
0:00:41	はい。はい。原科研処理場の横堀です。衛藤。
0:00:45	本日まず午前中審査会合ありがとうございました。また処理場の資料につきまして1個記載等を少しございまして、大変申し訳ありませんでした。
0:00:55	今からですねコメント一覧をお示ししておりますけれども、こちら本日の審査会合でいただいたコメントについて、5点ほど認識をしておりますので、そちらをご説明させていただきます。
0:01:09	まず1点目ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:11	<p>確変における、試験炉の技術基準規則の適合性についてですね、適合条項が複数の辺に跨る場合、特に審査会合を今回分割しますので、その会を跨ぐ場合ですね。</p>
0:01:24	<p>適合条文と各辺の適合性の関係性、こちらを整理した資料を作成して次回以降の審査会合資料に追加することと、</p>
0:01:33	<p>ということでコメントをいただいたと認識しております。</p>
0:01:36	<p>こちらにつきましては、その考え方を網羅的に説明するための資料を、1枚作成をしまして、審査会合、次回以降の審査会合資料に追加をさせていただくことで考えております。</p>
0:01:49	<p>まず言ってみれば以上になります。規制庁カネコdす。</p>
0:01:55	<p>審査会合資料に追加しろと言ってないので、</p>
0:02:01	<p>審査会合に追加することは要らないです。</p>
0:02:06	<p>はい承知いたしました。</p>
0:02:08	<p>それでは資料を作成することということにさせていただきます。</p>
0:02:19	<p>整理することです。</p>
0:02:21	<p>関係性を整理すること。</p>
0:02:24	<p>ありがとう。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	はい、承知いたしました。それでは適合性の関係者整理することでちょっと私また整理することになっちゃうと審査会合の指摘になっちゃうんで、です。
0:02:36	税理士。
0:02:38	整理し、まずは事実関係をヒアリングで説明すること。
0:02:52	うん。
0:02:57	あ、すいません、前言撤回します。整理することにしてください。
0:03:04	関連性を整理することでいいです。
0:03:08	はい。はい。
0:03:11	回答はもうありますけど回答を見た方がいいですか。
0:03:16	回答は一緒にまだね。
0:03:19	はい。
0:03:22	わからない。
0:03:27	がありますけど、
0:03:30	で、これって、資料3で間に合いますかね。
0:03:36	常に資料1、別表3、うん。
0:03:43	今、そういえばと思って資料3を見てんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:52	私の言った内容で、これでカバーできます。
0:04:15	処理場のヨコボリですけどすみません資料3というのは、どの資料のこ とおっしゃっている。
0:05:14	ましょう。
0:05:21	規制庁金子です。別表3はどれかわかんないですか。
0:05:26	長横江すみません別表3わかりますはい。
0:05:30	ほんで、例えば30ページ。
0:05:37	1枚目ですね。
0:05:40	今日お題にしてもらってこないにした第35条の廃棄物処理設備。
0:05:46	のところろう見る等、
0:05:51	例えば、
0:05:55	ショウキヤク。
0:06:07	金属溶融設備、
0:06:10	ありますよねそれは、第2編、同第3.2。
0:06:17	出てきますよ。
0:06:19	ていうことだから、
0:06:23	いや、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:25	うん。
0:06:27	金属溶融設備については浅井H e a dだ委員さん、両方見て合わせ技ですってそういう説明になるということでもいいですかね。
0:06:37	はいおっしゃる通りですそのような形で資料をちょっと。おっしゃる通りです。思います。
0:06:45	ということは私のリクエストについては、別表3で十分ですっていう答えになるような気がするんですけど、どうですか。
0:07:00	はいそうですね別表3で、網羅的にという観点で言えば別表3で確かにご説明はすべてできるかと思います。
0:07:11	をすると、詳しい話は後でここにつきますけど、
0:07:18	インターロックのところにはしか出てこない。
0:07:24	1%、例えば10、
0:07:38	P330ページの焼却処理設備については、
0:07:42	普及の第2編の誤操作防止に係るインターロックのことしか出てこないで、第4編にはないので、焼却処理設備については、
0:07:53	誤操作防止だけについて、みれば、漏えい防止対策とか、
0:08:01	は不要だっていう設工認なってるってそういう理解でいいですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:08	はい。その通りです 4 点とかの漏えい防止とか、そういったところについては、
0:08:15	そうですね該当するものではない。良いものになりますので、そういう理解で間違いありません。なるほど。わかりました。であれば、この別表の 3、
0:08:29	回答のところは何で書くかっていうのは次回までですけど、
0:08:35	別表 3 の活用により十分、
0:08:40	関係性が整理できると考えているので、そういう回答でいいですよ。
0:08:46	新たに作る必要ありません。
0:08:50	はい、ありがとうございます承知いたしました。別表 3 でしっかり整理をできると思いますので、そちらでご説明を別途させていただきたいと思います。はい。個別の審査の段階で、やっぱこれじゃわかんないねっとなればまた考えますけど。
0:09:05	ざっと見たところで別表 3 で十分な気がするので、とりあえずの回答は別表 3 で、十分でしよって書いといてください。
0:09:15	はい、承知いたしました。はい。1 番目終わりです。
0:09:22	はい。それでは引き続き 2、二つ目のコメントについて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	になります。
0:09:29	許可基準規則の第7条、不法侵入対策について、資料1-2の別表1位では運用による対応であり節項に不要としている。一方で、
0:09:40	機構の他施設stageや大洗廃棄物管理施設については、運用対応で整理しているが設工認申請を行っているところもあるということでこの点について、
0:09:51	原子炉機構としての考え方を含めて説明することということと、しております。
0:10:00	これいいですか。
0:10:01	何かいいような気がしますね。
0:10:05	規制庁金子です。
0:10:08	刀禰%、
0:10:11	シマムラから言ったのは、あくまでも不法侵入対策のところは代表例として示しているんですね、同じように運用だから入りませんっていうところは、ほかにも幾つかあって、
0:10:24	その他の考え方も風疹対策のところと同じであればいいんですけど、
0:10:31	そういった目であくまでも不法侵入対策は代表例ですっていうことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:10:36	わかるように書いてもらえますか。
0:10:41	あ、はい承知いたしました。
0:10:56	委員は、とりあえずこういうこととしましょう。はい。よろしいですかね。答えます。
0:11:18	ああいう、
0:11:21	3番。
0:11:24	あ、はい。それでは3番の方に移らせていただきます。別表1において許可基準規則第8条、これ火災による損傷の防止、こちらのですね、
0:11:34	不燃性または難燃性材料を使用するということにつきまして、
0:11:39	設備機器の番号をこちら203208209、こちらに箱がついている、これ括弧設定イコール申請対象ということですが、
0:11:48	別表2の該当条項、技術基準規則の第21条第4号のイ、イにはマルがついておらず、別表3においても該当に記載がないということで、
0:11:59	別表間でのそごが生じているので資料を再確認し、必要な修正を行い提出することということで、コメントを記載させていただきます。
0:12:11	はい。規制庁金子です。
0:12:14	本当は多分こんなことあると思いますけど、やっぱり誤りなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	それとも、確認する時間がなかったなので、確認しますという回答だったのかっていう、やはり誤りの可能性が高いですか。
0:12:28	はい減少機構ヨコボリですねここは、申し訳ありません修正漏れ、誤りになりまして本来は括弧がない。
0:12:36	状態でかつ、別表の2のところにつきましては、こちらは三角になるところが修正ができておらずに誤りということになります。申し訳ありません。
0:12:51	はい、わかりました。誤りは誤りではいたし方ないとして、ああいう体制まで説明して、すべてのラインでミスがね、
0:13:05	多分1個や2個じゃないはずなんです結構漏れてるんじゃないかと思っ ていて、
0:13:11	何で漏れたのかというと、再発防止って言うまでもないでしょうけど、
0:13:18	そういうのは、考えていただいた方がいいかなと思いますけど、どうでしょう。
0:13:24	原子力機構の横堀です。おっしゃる通りでございましてこちらにつきましては、我々ヒンショウに基づいて不適合管理をしっかり行って、再発防止、の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	対策もしっかり講じてですね是正を図っていきたいというふうに考えておりました、早急にちょっと不適合管理を実施する予定であります。
0:13:45	はい、わかりました。この資料の性格が繰り返し言いませんけど申請漏れがないかどうかという、その信頼性の高い
0:13:55	資料であるべきものなので、やはりちょっとしっかり見ていただいた方がいいと思いますのでよろしくお願いします。
0:14:04	はい、承知いたしました。
0:14:08	あ、生徒シブヤですけども、
0:14:11	ちょっとついでになるかもしれませんが、今日のスケッチ積と逆のパターンを、
0:14:17	あるなと思ってまして、普通番号で言うと 82 番、83 番 84 番なんですけども、別表の第 2 では、第 21 条の第 4 号のイの部分に、
0:14:32	三角があるんだけど、別表の 1 の方の 8 条を見ると、82 番から 84 番が括弧のあるなしにかかわらず、そもそもないなというのもちょっと気がついておまして、
0:14:48	多分そういう事例がほかにもあるのではないかと考えてますので、併せてご確認をお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	はい。原子力機構ヨコボリですご確認とご指摘ありがとうございます。  しっかりちょっともう一度処理場側でも確認を行いまして、正しい資料を改めて提出をさせていただきたいと思います。
0:15:12	はい。清利伸です。よろしくお願いいたします。そんなにですか。吉永さん、このところなんですけど、4ページの別表1を見ると、
0:15:28	申請材料、
0:15:31	関わってくる機器ってこれ何か、
0:15:33	7つか八つしかないんですけど、これ本当にこれで全部買って何かなんか少ないような気がするんですけど、今、シブヤの方からは、
0:15:44	ここに入っていないのもあるの、あるんじゃないかっちゃう指摘ですけども、もう1回、
0:15:53	確認していただいた方がいいような気がしますけど。
0:15:59	はい原子力機構ヨコボリです。はいそちらも含めて確認をさせていただきます。こちらの、
0:16:06	細かい設備機器をかなり統合を図ってまとめているというところもございますので、この番号上、ちょっと処理設備としてかなり狭く、というか番号が少なく見えますけれども一応そういった観点で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	整理をかけておりますただ今、ご指摘いただいた通り、再度をですね詳細確認をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
0:16:31	商店規制庁カネコです。先ほどお願いした
0:16:37	不適合管理の方なんですけど、図、今、
0:16:42	我々管理施設でも同じようなことやってるので、現有の水平展開をしておいていただけませんか。
0:16:53	A原子力ヨコボリです承知いたしました。他事業所を2も含めまして、しっかり水平展開をさせていただいて、共有を図って参りたいと思います。
0:17:05	はい申し上げます。
0:17:11	3番、はい、じゃあ4番申し上げます。
0:17:17	はい。続きまして4番になります。
0:17:20	4番ですけども別表1において、許可基準規則第12条をこちら安全施設の運転中または停止中云々の試験、検査が行えるよう設計するということにつきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:33	設工認申請対象となっているが設工認その9の技術基準規則への適合性の説明に含まれていないということで、資料に誤りがあるのであれば正しい資料を提出することということになってございます。
0:17:57	はい、QAとシブヤでと指摘としては、そういう内容だったかと思えます。
0:18:04	対応案についてもご説明お願いいたします。
0:18:09	はい対応案ですけどもこちらにつきましても、先ほどと同様にですね、こちらは資料上の誤りということで設工認、
0:18:20	その9の申請前の段階で、技術基準適合しない条項の詳細な記載、こちら整理する段階におきまして、
0:18:30	やはり技術基準規則上の第11条につきましては、炉施設等、重要度が高い施設への要求事項ということで、
0:18:39	処理場としてはあそこの適合がイトウないということと整理をしておりますただ、
0:18:44	許可の方ですね、同様の記載、こちらの試験検査が行えるよう設計する、同様の記載、容積外の記載をしてございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:55	こちらについては、技術基準規則上の要求に対して該当ないんですけども、しっかり運用対応として、こないだのヒアリングでもご説明させていただきました通り、
0:19:05	使用前事業者検査が終わって、適合性確認、すべて完了した後は、毎年の定期事業者検査の中で、しっかり
0:19:15	点検試験検査を行って維持管理をしていくということになりますので、
0:19:18	そちらは保安規定に基づいて、
0:19:21	施設管理実施計画とかそういったところに含めてですね、やっておりますので、ソフト対応運用対応ということで整理をしておりますので、そちらに合わせて資料の方を、
0:19:34	別表 123、合わせて修正を図りたいというふうに考えております。
0:19:40	規制とシブヤです。資料のそごに対する措置という点ではわかりましたけれども、
0:19:49	もう一方で、今、本規定等で、昨日の
0:19:57	機能が参れされてることを確認し続けていくということですので、そうすると、技術基準第一条の機能の確認と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:07	は何かその要素に含まれるような気がしますけどもその点はいかがですか。
0:20:23	はいシロキ工業小堀です。はいおっしゃる通り機能の下、確認等のところ、第11条のところに含まれるということですがけれども、
0:20:35	こちら技術基準の条項で、原子炉容器、その他の試験研究用と原子炉の安全を確保する上で必要な設備、
0:20:46	の機能を確認すると、というような要求になってございまして、
0:20:50	そこから判断しまして処理場としましては、
0:20:54	原子炉を設けているわけでもないということと、あと原子炉を設けている施設等は、
0:20:59	からは独立した全く別の施設ということもございまして、技術基準上はこちらに適合しないというふうな整理をさせていただいているところです。
0:21:11	ただ一方、先ほどご説明した通り許可の方で記載もしておりますので、そこは運用対応ということで保安規定に基づいてしっかり維持管理をやっていくということで、
0:21:23	設工認申請書の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:26	適合性に該当しない理由のところにも、
0:21:29	この条項には該当しないけれども、なお書きで処理場として、従来通り、そこを変更なくやっていますというような、7 掛けの記載を追記しているものでございまして、
0:21:40	その整理としてはそういう整理を今のところ処理場としてはしているというものになってございます。
0:21:45	はい。規制庁渋谷です。はい。現在の考え方についてわかりましたどうもありがとうございました。もし、論点として論じる必要がある場合には、審査会合等で取り上げさせていただく場合もあるかもしれませんが、現場とりあえず現時点の考え方として、わかりましたのでありがとうございました。
0:22:06	五島さんいかがでしょうか。
0:22:13	規制庁の伊藤です。
0:22:15	衛藤。
0:22:18	技術の中、1、10、すいません 1 号、
0:22:23	11 条から 11 番ですけれども、やはり直を見ると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	安全機能を持つものについては機能を維持することという、そのための確認をできることというふうに要求になっているので、そういった意味で基本的にはその施設に応じて、その技術基準、
0:22:42	施設工認、施設によっては保安規定というふうに振り分けられるものではないというふうに考えていますので、そうした点、あとはですね、
0:22:53	この施設の適合状況なんかも踏まえてですね、
0:22:58	お考えを整理いただくといいかなどは考えております。
0:23:06	はい。原子力機構ヨコボリです。承知いたしました。そちらにつきましてはちょっと改めて、他施設の状況も含めましてちょっと確認をさせていただいて整理をさせていただきたいと思います。
0:23:21	はい。あとはこれ旧の申請範囲だけではなくて、他の施設も一様にオーバーが引かれ、別表2の中ではバーが引かれているということだと思いますので、
0:23:37	狭い範囲で考えていただくというよりは
0:23:41	処理場の設工認対象設備全般にわたって、再度、
0:23:46	ご検討いただければというふうに考えてます。
0:23:51	原子炉機構ヨコボリです承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	他にない以上です。はい。
0:24:03	大庭について他になければ、
0:24:05	昨晚お願いいたします。
0:24:10	はい。5番最後になります。別表2の判例本日ちょっと説明を割愛してしまつて申し訳ありませんでしたこの二重マル。
0:24:17	数のところですけどもこちらについて個別に過去の設工認の内容について確認させていただくのでヒアリングで説明することということにしてございます。
0:24:27	はい。もうこれで結構かと思えます。
0:24:34	はい。以上、一番から5番まで規制庁側で何かありますでしょうか。
0:24:44	逆に原価設計さん、原科研側から何か検討に対してありますでしょうか。
0:24:52	原科研ヨコボリですけどもこちらからは特にございません今いただいたお話の中で整理ができましたので、ちょっと改めて、不適合管理、それから水平展開、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:04	是正措置も含めてですねそういったところと、あと改めてこの資料の再確認を早急に進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
0:25:15	はい、ありがとうございました。それでは本日のヒアリングを終了いたします。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。